

商業再生支援事業

市内における商業機能の維持・向上、快適な買物環境の創出による地域経済の活性化を推進するための支援制度です。

●補助内容・対象者等

事業区分		補助内容		補助率 補助限度額	備考
		対象業種	対象費用		
小売店等 持続化 支援事業	一般枠	小売業 サービス業 (開店、事業承継)	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用 (改修費、建築費、建物取得費、5万円以上の備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費) 	ハード 1/2 ソフト 2/3 計 200 万円 ※家賃は 12 ヶ月分まで	
	買物不便対策特別枠	飲食料品等小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用 (改修費、建築費、建物取得費、5万円以上の備品購入費・備品リース料、家賃、広告宣伝費) ※中小企業の基準を超える場合は、開店のみ (改修費、建築費、建物取得費、5万円以上の備品購入費・備品リース料) ※開店、事業承継以外 (改修費、5万円以上の備品購入費・備品リース料) 	ハード 1/2 ソフト 2/3 計 1,000 万円 ※家賃は 12 ヶ月分まで	<p>市が、以下の条件を全て満たすものと認定した場合に限る</p> <p>①買物不便対策に資すること</p> <p>②既存店舗の理解を得ていること</p>
	開業支援特別枠	小売業 サービス業 (開店、事業承継)	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用 (改修費、建築費、建物取得費、5万円以上の備品購入費、備品リース料) 	ハード 1/2 ソフト 2/3 計 240 万円 ※家賃は 12 ヶ月分まで	<p>特定創業支援事業を受ける者、受けている者又は受けた者</p>
		市内で店舗を営んでいる者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定創業支援事業受講等の必要経費 (受講料、旅費) ・特定総合支援事業受講後の必要経費 (備品購入費、備品リース料、広告宣伝費) 		<p>特定創業支援事業を受ける者、受けている者</p>

移動販売 ・宅配 支援事業	食品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する、または既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等	・設備投資 (車両購入費、20万円以上の備品購入費・備品リース料)	1/2 200万円	専用車に限る
		・運営費 (燃料費、車検費用、修理費、20万円未満の備品購入費・備品リース料)	定額(1台あたり) 1年目:10万円 2年目:8万円 3年目:6万円	年間経費が20万円を超える場合に限る
		POSシステム等レジ関連機器購入又はリースの経費 (1台20万円以上のもの)	1/2 20万円	
商業環境整備事業	街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援		1/2 1,000万円	
商業活性化提案事業	地域商業活性化および買物環境の維持・向上を目的とした魅力的で実践的な事業を支援		10/10 50万円	

※いずれも市税等を滞納していないこと。

●各事業の概要

(1) 小売店等持続化事業

①一般枠

安来市内で開店または事業承継される方(小売業、サービス業)に対して、初期費用の補助を行います。ハード(改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料)、ソフト(家賃、広告宣伝費)とも対象です。空き店舗に限らず、新たに店舗を建築するような場合も補助の対象となります。

②買い物不便対策特別枠

市の認定を受けた事業所に対して、一般枠よりも補助限度額を増額して補助を行います。中小規模事業所の開店・事業承継のみならず、大企業による開店費用や、すでに営業している事業所の設備投資も補助対象となります。ただし、日用品や飲食料品を取り扱う場合に限りです。

市の認定を受けるには、中山間地域における買い物不便対策に資すること、既存の事業所の理解を得ていること、が条件となります。

③開業支援特別枠

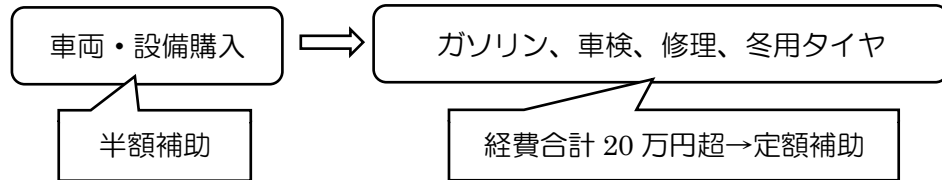
安来市内で開店または事業承継される方(小売業・サービス業)のうち、特定創業支援事業を受ける者、申請時点で特定創業支援事業を受けており修了前である者又は特定創業支援事業を受けた者及びすでに市内において店舗を営んでいる事業者のうち特定創業支援事業を受ける者又は受けている者に対して、初期費用に加え、特定創業支援事業の受講等に必要経費(受講料、旅費)及び受講後に必要となった経費(備品購入費、備品リース料、広告宣伝費)も補助の対象となりま

す。

(2) 移動販売・宅配支援事業

市内地域住民の消費生活維持に不可欠な移動販売又は宅配をしている、またはこれからしようとする事業所に対して、設備投資と運用費の補助を行います。専用車や20万円以上の備品購入・備品リース料に加え、ガソリン代、車検代、修理費用、20万円未満の備品購入費・備品リース料といった運用経費も補助対象です。

<イメージ>



(3) 商業環境整備事業

商店街やショッピングセンターなど、商店が集積した地域において、来店されるお客様の利便性を向上させるための共同設備の整備を補助します。(例：街路灯の整備、公衆トイレの整備、案内看板の整備、スロープの設置など)

(4) 商業活性化提案事業

地域商業の活性化、買い物環境の維持・向上、を目的とした実践的な取組を支援します。必要経費のうち、補助対象となる経費の全額を補助します(上限50万円)。ただし、その効果が中長期的に持続する取組に限ります。

- <例>
- ①統一デザイン(キャラクター、ロゴ)の看板・ポスター設置によるイメージアップ
 - ②経常的な売上増につなげることを目的とした集客イベントの開催
 - ③商店街紹介マップ・パンフレットの作成による認知度向上

●お問合せ

安来市政策推進部商工観光課商業振興係

TEL 0854-23-3104 FAX 0854-23-3061